



目次

規 則	ページ
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（6件）	（治山林道課） 1
○公共測量の実施の通知	（用地対策課） 2
○廃川敷地等が生じた件	（河川課） 2
◎土砂災害警戒区域の指定	（防災砂防課） 2
○道路の区域変更	（道路課） 6
○道路の供用開始	（ 〃 ） 7
高知県監査委員告示	
○包括外部監査人を補助する者でなくなった者	（2・20掲示） 7
正 誤	
◎正誤（平28・12・26付け 規則ほか）	8

規 則

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月7日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第8号

高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。
第62条を次のように改める。
（前金払）

第62条 政令第163条第8号の規定により前金払をすることができる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 保険料
- (2) 前金払をすることにより当該経費の割引を受けることができる経費（約款、規約、契約書その他これらに準ずる書類により当該割引の内容を確認することができるものに限る。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第128号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年3月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成3年4月農林水産省告示第422号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第129号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年3月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成3年5月農林水産省告示第679号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに安芸市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第130号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規

定により告示する。

平成29年3月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成4年10月農林水産省告示第1091号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第131号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年3月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成5年5月農林水産省告示第553号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第132号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年3月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）

で定めるところによる。
平成6年3月農林水産省告示第500号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第133号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年3月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。
平成7年1月農林水産省告示第72号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第134号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成29年2月21日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成29年3月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類

公共測量（数値撮影（デジタル）、航空レーザ測量）

2 作業期間

平成29年2月21日から同年3月31日まで

3 作業地域

土佐国道事務所管内（国道33号）

高知県告示第135号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示す

る。

なお、その関係図書は、高知県土木部河川課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年3月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 河川の名称

一級河川渡川水系四万十川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成29年3月7日

3 廃川敷地等の位置

左岸 四万十市三里字ツエノ南390番1地先から字散屋敷498番地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 1,532.05平方メートル

5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

高知県告示第136号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年3月7日

高知県知事 尾崎 正直

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
421-81-008	ナカウネ川及び同左支川	幡多郡黒潮町川奥（別紙図面のとおり）	土石流
421-81-219	中ゾリ川及び中ゾリ川右支川(1)	幡多郡黒潮町川奥（別紙図面のとおり）	土石流
421-81-220	中ゾリ川及び	幡多郡黒潮町川奥（別紙図面のとおり）	土石流

	中ゾリ川右支川(2)		
421-81-221	クマノ谷川	幡多郡黒潮町川奥（別紙図面のとおり）	土石流
421-81-222	ニイヤ	幡多郡黒潮町川奥（別紙図面のとおり）	土石流
421-81-223	ニュードウ谷	幡多郡黒潮町川奥（別紙図面のとおり）	土石流
421-81-225	ムタニ	幡多郡黒潮町拳ノ川（別紙図面のとおり）	土石流
421-81-226	ランヂ(1)	幡多郡黒潮町拳ノ川（別紙図面のとおり）	土石流
421-81-227	ランヂ(2)	幡多郡黒潮町拳ノ川（別紙図面のとおり）	土石流
421-82-001	口峯谷川	幡多郡黒潮町佐賀橋川（別紙図面のとおり）	土石流
421-82-003	丸松	幡多郡黒潮町拳ノ川（別紙図面のとおり）	土石流
421-82-004	中の川谷	幡多郡黒潮町中ノ川（別紙図面のとおり）	土石流
421-82-207	ミセマチ	幡多郡黒潮町佐賀橋川（別紙図面のとおり）	土石流
421-82-208	松ノ前	幡多郡黒潮町拳ノ川（別紙図面のとおり）	土石流
421-82-209	ハシ谷川	幡多郡黒潮町荷稲（別紙図面のとおり）	土石流
421-82-210	中の川支川	幡多郡黒潮町中ノ川（別紙図面のとおり）	土石流
421-86-016	白浜谷川(1)	幡多郡黒潮町白濱（別紙図面のとおり）	土石流

421-86-017	白浜谷川(2)	幡多郡黒潮町白濱(別紙図面のとおり)	土石流
421-86-227	白浜谷川(3)	幡多郡黒潮町白濱(別紙図面のとおり)	土石流
421-86-228	白浜谷川(4)	幡多郡黒潮町白濱(別紙図面のとおり)	土石流
421-86-528	白浜谷川(5)	幡多郡黒潮町白濱(別紙図面のとおり)	土石流
421-86-529	白浜谷川(6)	幡多郡黒潮町白濱(別紙図面のとおり)	土石流
421-86-530	白浜谷川(7)	幡多郡黒潮町白濱(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-048	銅山谷川(1)	幡多郡黒潮町上田の口(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-049	中馬荷谷川	幡多郡黒潮町馬荷(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-050a	アシコ谷(1)	幡多郡黒潮町馬荷(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-050b	アシコ谷(2)	幡多郡黒潮町馬荷(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-051a	アシコ谷(3)	幡多郡黒潮町馬荷(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-051b	アシコ谷(4)	幡多郡黒潮町馬荷(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-052	大方橋川	幡多郡黒潮町大方橋川(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-268	上田の口(1)	幡多郡黒潮町上田の口(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-269	しだの川(1)	幡多郡黒潮町上田の口(別紙図面のとおり)	土石流

423-85-270a	しだの川(2)	幡多郡黒潮町上田の口(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-270b	しだの川(3)	幡多郡黒潮町上田の口(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-270c	しだの川(4)	幡多郡黒潮町上田の口(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-270d	しだの川(5)	幡多郡黒潮町上田の口(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-271	しだの川(6)	幡多郡黒潮町上田の口(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-272a	ナカノ谷川(1)	幡多郡黒潮町上田の口(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-272b	ナカノ谷川(2)	幡多郡黒潮町上田の口(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-273a	銅山谷川(2)	幡多郡黒潮町上田の口(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-273b	銅山谷川(3)	幡多郡黒潮町上田の口(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-274	中の谷川	幡多郡黒潮町上田の口(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-275	馬荷(1)	幡多郡黒潮町馬荷(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-276	コヤの谷	幡多郡黒潮町馬荷(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-277a	ワルヤ谷(1)	幡多郡黒潮町馬荷(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-277b	ワルヤ谷(2)	幡多郡黒潮町馬荷(別紙図面のとおり)	土石流

423-85-278	フクドウ谷	幡多郡黒潮町馬荷(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-279	井の谷川	幡多郡黒潮町馬荷(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-280	馬荷(2)	幡多郡黒潮町馬荷(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-281a	南谷(1)	幡多郡黒潮町大方橋川(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-281b	南谷(2)	幡多郡黒潮町大方橋川(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-281c	南谷(3)	幡多郡黒潮町大方橋川(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-282	小畑谷	幡多郡黒潮町御坊畑(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-283a	ウチノ谷(1)	幡多郡黒潮町御坊畑(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-283b	ウチノ谷(2)	幡多郡黒潮町御坊畑(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-284	ウチビラ谷(1)	幡多郡黒潮町御坊畑(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-285	ウチビラ谷(2)	幡多郡黒潮町御坊畑(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-286	蠣瀬川(1)	幡多郡黒潮町御坊畑(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-521a	下田の口(1)	幡多郡黒潮町下田の口(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-521b	下田の口(2)	幡多郡黒潮町下田の口(別紙図面のとおり)	土石流
423-85	下田の	幡多郡黒潮町下田の口	土石流

-521c	口(3)	(別紙図面のとおり)	
423-85-522a	上田の口(2)	幡多郡黒潮町上田の口(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-522b	上田の口(3)	幡多郡黒潮町上田の口(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-523	上田の口(4)	幡多郡黒潮町上田の口(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-524	下田の口(4)	幡多郡黒潮町下田の口(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-525a	下田の口(5)	幡多郡黒潮町下田の口(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-525b	下田の口(6)	幡多郡黒潮町下田の口(別紙図面のとおり)	土石流
423-85-525c	下田の口(7)	幡多郡黒潮町下田の口(別紙図面のとおり)	土石流
423-86-501a	蠣瀬川(2)	幡多郡黒潮町下田の口及び田野浦(別紙図面のとおり)	土石流
423-86-501b	蠣瀬川(3)	幡多郡黒潮町下田の口及び田野浦(別紙図面のとおり)	土石流
423-89-535	湊の川(1)	幡多郡黒潮町出口(別紙図面のとおり)	土石流
423-89-536a	湊の川(2)	幡多郡黒潮町出口(別紙図面のとおり)	土石流
423-89-536b	湊の川(3)	幡多郡黒潮町出口(別紙図面のとおり)	土石流
423-89-536c	湊の川(4)	幡多郡黒潮町出口(別紙図面のとおり)	土石流
I-3296	市野瀬(1)	幡多郡黒潮町市野瀬(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

I-3297	橋川	幡多郡黒潮町佐賀橋川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3298	後山	幡多郡黒潮町佐賀橋川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3302	拳ノ川(1)	幡多郡黒潮町拳ノ川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3304	橋谷口	幡多郡黒潮町荷稻(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3305	堂ノ谷口	幡多郡黒潮町荷稻及び川奥(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3306	川奥	幡多郡黒潮町川奥(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3307	川奥(上)	幡多郡黒潮町川奥(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3308	中ゾリ	幡多郡黒潮町川奥(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3309	鴨原	幡多郡黒潮町中ノ川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3349	小鯛ヶ浦	幡多郡黒潮町白濱(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7056	福仙寺	幡多郡黒潮町市野瀬(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7057	市野瀬(2)	幡多郡黒潮町市野瀬(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7058	市野瀬(3)	幡多郡黒潮町市野瀬(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7060	若山(1)	幡多郡黒潮町拳ノ川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7062	若山	幡多郡黒潮町拳ノ川	急傾斜地の崩壊

	(2)	(別紙図面のとおり)	
II-7063	若山小次郎	幡多郡黒潮町拳ノ川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7064	拳ノ川(2)	幡多郡黒潮町拳ノ川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7065	拳ノ川(3)	幡多郡黒潮町拳ノ川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7067	拳ノ川(4)	幡多郡黒潮町拳ノ川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7068	横木	幡多郡黒潮町拳ノ川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7071	稻荷野中	幡多郡黒潮町荷稻(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7072	仲谷ヤシキ	幡多郡黒潮町中ノ川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7114	神ノ前	幡多郡黒潮町白濱(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3411	ヤキウチ谷	幡多郡黒潮町下田の口(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3412	馬野々	幡多郡黒潮町下田の口(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3413	緑野	幡多郡黒潮町下田の口(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3415	上田ノ口(1)	幡多郡黒潮町上田の口及び下田の口(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3416	下組	幡多郡黒潮町上田の口(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3417	銅山組	幡多郡黒潮町上田の口(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

I-3418	清水出	幡多郡黒潮町上田の口 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7180	サコ	幡多郡黒潮町下田の口 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊			(別紙図面のとおり)	
I-3419	ロシダ ノ川	幡多郡黒潮町上田の口 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7181	石 神 (1)	幡多郡黒潮町下田の口 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7195	丸 山 (1)	幡多郡黒潮町上田の口 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3420	御坊畑 (1)	幡多郡黒潮町御坊畑 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7182	アカハ ゲ	幡多郡黒潮町上田の口 及び下田の口(別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7196	丸 山 (2)	幡多郡黒潮町上田の口 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3421	下	幡多郡黒潮町御坊畑 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7183	池本屋 敷	幡多郡黒潮町上田の口 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7197	御坊畑 (2)	幡多郡黒潮町御坊畑 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3422	駄馬	幡多郡黒潮町御坊畑 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7184	三子ノ 下	幡多郡黒潮町上田の口 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7198	御坊畑 (3)	幡多郡黒潮町御坊畑 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3423	上	幡多郡黒潮町御坊畑 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7185	東三子	幡多郡黒潮町上田の口 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7199	御坊畑 (4)	幡多郡黒潮町御坊畑 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3424	中屋敷 (1)	幡多郡黒潮町大方橋川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7186	西三子 (1)	幡多郡黒潮町上田の口 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7200	コエト	幡多郡黒潮町御坊畑 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3425	下馬荷 (1)	幡多郡黒潮町馬荷(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7187	西三子 (2)	幡多郡黒潮町上田の口 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7201	小内ノ ヲ	幡多郡黒潮町御坊畑 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3426	下馬荷 (2)	幡多郡黒潮町馬荷(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7188	銅山谷 川	幡多郡黒潮町上田の口 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7202	下カニ バタ	幡多郡黒潮町御坊畑 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3427	馬 荷 (1)	幡多郡黒潮町馬荷(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7189	ハギガ サゴ	幡多郡黒潮町上田の口 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7203	イノ谷 (1)	幡多郡黒潮町大方橋川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3428	小川	幡多郡黒潮町馬荷(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7190	休場	幡多郡黒潮町上田の口 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7204	イノ谷 (2)	幡多郡黒潮町大方橋川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3429	ガヤノ 木	幡多郡黒潮町馬荷(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7191	屋式ダ バ	幡多郡黒潮町上田の口 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7205	イノ谷 (3)	幡多郡黒潮町大方橋川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3430	カジヤ シキ	幡多郡黒潮町馬荷(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7192	上田ノ 口(2)	幡多郡黒潮町上田の口 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7206	シモヒ ラ	幡多郡黒潮町大方橋川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7178	東ヲゴ ヲ	幡多郡黒潮町入野及び 下田の口(別紙図面の とおり)	急傾斜地の崩壊	II-7193	上田ノ 口(3)	幡多郡黒潮町上田の口 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7207	中屋敷 (2)	幡多郡黒潮町大方橋川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7179	三木田	幡多郡黒潮町下田の口 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7194	フル川	幡多郡黒潮町上田の口	急傾斜地の崩壊	II-7208	カラト ヲ	幡多郡黒潮町大方橋川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
								II-7209	フタマ	幡多郡黒潮町馬荷、御	急傾斜地の崩壊

	タ谷	坊畑及び上田の口（別紙図面のとおり）	
II-7210	下モ切	幡多郡黒潮町馬荷及び御坊畑（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-7211	カミヤ谷口	幡多郡黒潮町馬荷（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-7212	コサキ	幡多郡黒潮町馬荷（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-7213	馬 荷（2）	幡多郡黒潮町馬荷（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-7214	馬 荷（3）	幡多郡黒潮町馬荷（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-7215	ヒロガリ	幡多郡黒潮町馬荷（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-7216	ヒラライ	幡多郡黒潮町馬荷（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-7217	ヲソノキ	幡多郡黒潮町馬荷（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-7218	石ノ山ツエ	幡多郡黒潮町馬荷（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-7219	松ノ本	幡多郡黒潮町馬荷（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-7220	下馬荷（3）	幡多郡黒潮町馬荷（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-7221	カモヤシキ	幡多郡黒潮町馬荷（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-7222	ヌカツカ	幡多郡黒潮町馬荷（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-7223	山 方（1）	幡多郡黒潮町馬荷（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊

II-7224	山 方（2）	幡多郡黒潮町馬荷（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-7225	ハゲヤシキ	幡多郡黒潮町馬荷（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-7226	ヌタシボ	幡多郡黒潮町馬荷（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-7227	畝崎	幡多郡黒潮町馬荷（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-7228	コウタ	幡多郡黒潮町馬荷（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-7229	福 堂（1）	幡多郡黒潮町馬荷（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-7230	福 堂（2）	幡多郡黒潮町馬荷（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-7231	ヤカシロ	幡多郡黒潮町馬荷（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-7232	ハタダ	幡多郡黒潮町馬荷（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-7233	サデバ山	幡多郡黒潮町馬荷（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
III-320	石 神（2）	幡多郡黒潮町下田の口（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
III-321	御坊畑（5）	幡多郡黒潮町御坊畑（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-3431	田野浦	幡多郡黒潮町田野浦（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-3432	上間	幡多郡黒潮町田野浦（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-3433	和田間	幡多郡黒潮町田野浦（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊

I-3434	田野浦南	幡多郡黒潮町田野浦（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-3435	沖井戸ノ上	幡多郡黒潮町田野浦（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-3436	西間	幡多郡黒潮町田野浦（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-3437	沖前	幡多郡黒潮町出口（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-3438	ナウ前	幡多郡黒潮町出口（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-3439	出 口（1）	幡多郡黒潮町出口（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-7234	出 口（2）	幡多郡黒潮町出口（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-7235	出 口（3）	幡多郡黒潮町出口（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊

高知県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成29年3月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 大河内朝倉停車場
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市宗安寺字北コマ谷485番1から 高知市宗安寺字北コマ谷1340番1まで	前	6.1 }	100
	後	9.6 }	96

		50.2	
--	--	------	--

高知県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成29年3月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大河内朝倉停車場
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高知市宗安寺字北コマ谷 485番1から 高知市宗安寺字北コマ谷 1340番1まで	96	平成29年3月7日

監 査 委 員 告 示

高知県監査委員告示第1号

平成28年7月高知県監査委員告示第1号（包括外部監査人の監査の事務を補助する者）で告示した包括外部監査人の監査の事務を補助する者のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第8項の規定により包括外部監査人から包括外部監査人の監査の事務を補助させる必要がなくなった者について通知があったので、同条第9項の規定により次のとおり告示する。

平成29年2月20日（揭示済）

高知県監査委員

包括外部監査人の監査の事務を補助させる必要がなくなった者の氏名及び住所

中野 陽介 兵庫県西宮市高松町19番9-306号

中川 美雪 京都府木津川市相楽台九丁目8番地15

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄	正	誤
平28・12・26	号外48	◎規則	17	左 (4)	<u>法第33条の4第2項</u>	第33条の4第2項
				左 (5)	<u>法第33条の7第2項</u>	第33条の7第2項
平29・1・31	9908	目次	1	左 (12)	○土地改良区の役員の <u>就任</u>	○土地改良区の役員の <u>就退任</u>
平29・2・3	9909	目次	1	左 (19)	○土地改良区の役員の <u>就任</u>	○土地改良区の役員の <u>就退任</u>